

第1章 道路



道の駅「世羅」の落成式（平成 27 年 5 月 22 日）と駅の賑わい

1 道路の概要

本県の道路網は、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道としては31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

これらの一般国道20路線を主軸として、地方的幹線の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道62,225路線をもって道路網を形成し、その実延長は約28,770kmとなっている。

さらには、県境を越えた高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）に加え、平成26年度には中国横断自動車道尾道松江線（暫定2車線）、東広島・呉自動車道（暫定2車線）が全線開通している。

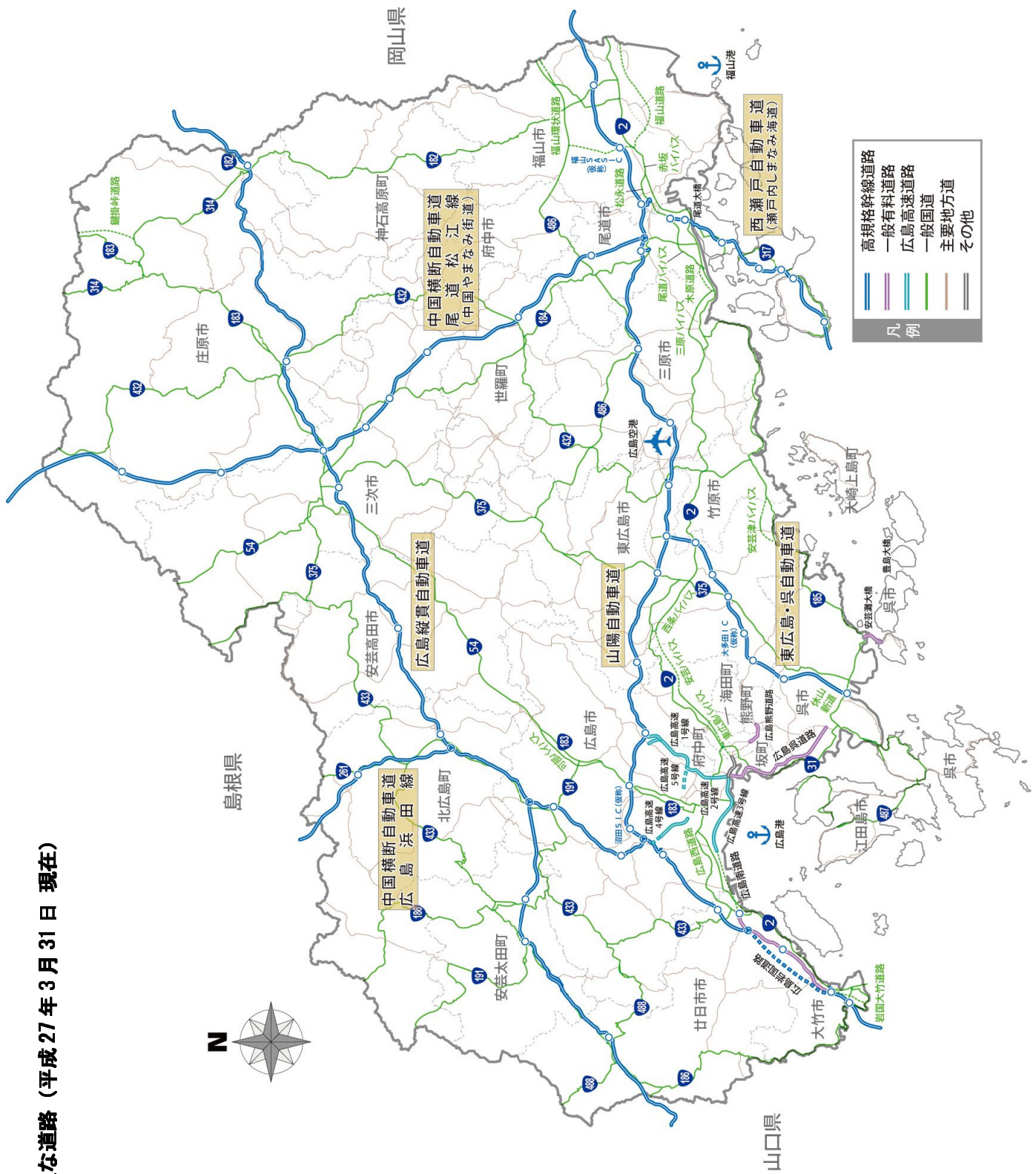
また、県土の均衡ある発展のため、地域高規格道路の整備を促進しており、これまでに、県内では「計画路線」として江府三次道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として、益田廿日市道路等の4路線が指定されている。

一方、広島都市圏において定時性、高速性機能の強化を図る観点から、平成9年に広島高速道路公社を県・市共同で設立し、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線を供用し、残る5号線について事業を進めている。

(1) 道路の管理区分

道路の種類		区分	路線の指定 設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考
高速自動車国道			内閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一般 国道	本州四国 連絡道路		内閣	本州四国連絡 高速道路 株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	指定区間		内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指定区間外	広島市外 区域	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市 区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
		有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
県 道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市 区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の 区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が 完結する一般県道20 路線	
市 町 道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別 措置法及び半島振興 法による道路管理の 代行（県）がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

広島県の主な道路（平成27年3月31日 現在）



(2) 道路の現況

ア 道路種別道路現況

平成27年3月31日現在

道路の種類	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	規格改良・未改良内訳			踏面内訳			橋梁の内訳			トンネル			鉄道との交差			歩道等設置延長	立体構造物施設	道路面積				
						改良規格	未改良	自動車能通	改良率	舗装	砂利	利スタ	タピ	舗装	延長	個数	延長	個数	延長	個数				延長	個数	延長	個数
総数	62,611	30,509	1,178	177	157	100	57	63.9%	156	1	99.2%	2	141	2	5	1	4	6	30	1	1.09						
高速自動車国道	5	388	388	388	388	388	388	100.0%	388	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.52						
一般国道	20	1,912	392	6	55	46	9	84.1%	55	0	100.0%	54	1	1	1	1	1	4	19	1	0.49						
指定区間	11	559	128	430	430	430	100.0%	430	0	100.0%	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.41						
国土交通大臣管理	11	506	128	378	378	378	100.0%	378	0	100.0%	378	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.34						
西日本高速道路株式会社管理	2	32	32	32	32	32	100.0%	32	0	100.0%	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.43						
木州四国連絡高速道路株式会社管理	1	21	21	21	21	21	100.0%	21	0	100.0%	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.56						
指定区間外	18	1,354	264	6	55	46	9	84.1%	55	0	100.0%	54	1	1	1	1	4	19	1	0.35							
広島県管理	18	1,236	240	2	994	947	47	95.4%	1,075	8	99.3%	883	29	95	25	6	45	692	88	12.07							
広島市管理	7	118	24	4	89	87	3	97.1%	89	0	100.0%	7	0	7	0	0	0	0	0	0.40							
広島県道株式会社管理	16	265	35	0	230	186	44	81.0%	229	1	99.7%	223	5	5	1	9	14	113	20	13.30							
県道	361	4,053	340	3	3,710	2,897	813	78.1%	3,689	21	98.8%	87	1	4	1	3	2	11	11	0.60							
主要地方道	76	1,769	155	0	1,614	1,450	164	89.7%	1,610	4	99.7%	1,204	29	62	19	21	37	836	35	15.98							
広島県管理	71	1,489	120	1	1,379	1,259	120	91.3%	1,376	3	99.7%	977	22	56	17	12	23	721	15	13.30							
広島市管理	5	280	35	0	230	186	44	81.0%	229	1	99.7%	223	5	5	1	9	14	113	20	0.00							
広島県道株式会社管理	2	5	5	5	5	5	100.0%	5	0	100.0%	4	2	4	2	1	1	1	2	2	0.06							
一般県道	285	2,284	185	3	2,096	1,446	649	69.0%	2,079	17	99.2%	1,572	40	4	0	1,568	40	34	10	39	45	584	61	16.41			
広島県管理	245	1,966	162	0	1,803	1,217	585	67.5%	1,789	14	99.2%	1,282	22	4	0	1,278	22	29	7	30	30	485	10	13.80			
広島市管理	35	197	16	3	178	129	49	72.4%	175	3	98.3%	153	5	2	0	6	9	64	12	1.66							
三次市管理	20	90	7	83	68	14	81.8%	83	0	100.0%	50	1	50	1	3	4	3	4	35	2	0.69						
広島県道株式会社管理	3	32	32	32	32	32	100.0%	32	0	100.0%	87	12	87	12	3	2	2	2	2	37	0.26						
市町道	62,225	24,156	446	162	23,541	13,548	9,996	57.6%	19,016	2,636	80.8%	16,435	193	184	1	16,251	191	100	18	732	536	3	7	1,782	88	120.47	
1 級市町道 (広島市を除く)	1,222	2,773	39	38	2,696	2,224	475	60	82.5%	2,492	98	92.4%	1,802	30	2	0	1,800	30	27	5	86	72	554	22	19.76		
2 級市町道 (広島市を除く)	1,682	2,326	20	8	2,298	1,505	792	120	65.5%	1,977	156	86.1%	1,617	20	5	0	1,612	20	11	1	88	36	148	4	12.08		
その他市町道 (広島市を除く)	43,994	15,027	202	70	14,747	7,152	7,595	2,275	48.5%	10,987	2,140	74.5%	10,567	96	132	1	10,435	95	52	3	388	339	3	7	502	12	64.60
1 級広島市道	521	387	21	0	365	264	101	59	72.3%	353	12	96.7%	338	9	1	0	337	9	2	0	31	12	123	24	3.88		
2 級広島市道	408	258	6	1	251	148	103	71	59.1%	230	20	91.8%	211	3	2	0	209	3	2	0	18	3	41	2	1.47		
その他広島市道	14,396	3,360	157	44	3,158	2,229	930	680	70.6%	2,950	209	93.4%	1,837	22	42	0	1,795	22	6	1	121	73	414	17	18.45		
広島県道株式会社管理	2	26	26	26	26	26	26	100.0%	26	0	100.0%	63	13	2	8	1	63	13	2	8	1	7	0.22				
広島県管理合計 (一般国道・県道)	334	4,700	522	2	4,176	3,423	753	13	82.0%	4,150	25	99.4%	3,067	72	4	0	3,063	72	175	47	48	96	1,838	93	38.10		

1 単位 km/h、2 有料道路を含む、3 上田はタフルウェイ内道の敷設内訳、4 延長とキロメートルは含まない、5 深路橋は深路橋、6 西日本高速道路株式会社管理は国土交通大臣の権限の代行、木州四国連絡高速道路株式会社管理は広島県の権限の代行、
 7 広島県道株式会社及び広島市道の権限の代行、8 歩道等設置延長は深路橋延長、9 橋脚のうち歩道橋は歩道橋であることを示す、10 県道の路線数については、区間別と区間外を合算したものを示す、11 各数値は小数部を四捨五入している。

イ 建設事務所（支所）別道路現況

平成27年3月31日現在

建設事務所 (支局)	一般国道(指定区間外)						主要地方道						一般県道						合計												
	実延長	改良済		舗装率		実延長	改良済	改良済		舗装率		実延長	改良率	舗装率		実延長	改良率	舗装率		実延長	改良率	舗装率									
		延長	率	延長	率			延長	率	延長	率			延長	率			延長	率			延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率
西部	52,981	50,134	94.6%	52,981	100.0%	164,271	154,335	93.9%	162,133	98.6%	148,244	106,745	72.0%	147,128	99.2%	365,496	311,214	85.1%	362,241	99.1%	3,248	3,248	67.0%	4,846	4,846	100.0%					
呉	5,093	5,093	100.0%	5,093	100.0%	8,537	8,537	100.0%	8,508	99.6%	4,445	3,795	85.3%	4,445	100.0%	18,074	17,424	96.4%	18,046	99.8%	17,424	17,424	96.4%	18,046	18,046	99.8%					
廿日市	10,526	9,356	88.8%	10,526	100.0%	1,157	627	54.1%	1,157	100.0%	3,549	3,356	94.5%	3,549	100.0%	15,232	13,339	87.5%	15,232	100.0%	13,339	13,339	87.5%	15,232	15,232	100.0%					
安芸太田	164,478	153,343	93.2%	156,383	95.0%	104,955	102,306	97.4%	104,955	100.0%	198,236	120,982	61.0%	195,606	98.6%	467,669	376,630	80.5%	456,944	97.7%	2,262	2,262	47.9%	4,713	4,713	100.0%					
東広島	4,411	4,206	95.3%	4,411	100.0%	9,888	4,629	46.8%	9,818	99.2%	5,655	1,947	34.4%	5,466	96.6%	19,953	10,781	54.0%	19,695	98.7%	10,781	10,781	54.0%	19,695	19,695	98.7%					
東部	103,636	103,633	99.9%	103,636	100.0%	247,672	212,486	85.7%	247,031	99.7%	441,865	242,570	54.8%	438,687	99.2%	793,173	558,689	70.4%	789,354	99.5%	191	191	100.0%	20,241	19,772	97.6%					
三原	183,260	178,288	97.2%	183,260	100.0%	242,809	223,345	91.9%	242,287	99.7%	290,593	223,305	76.8%	290,353	99.9%	716,662	624,938	87.2%	715,900	99.8%	37,476	17,678	47.1%	37,123	37,123	99.0%					
北部	101,385	94,135	92.8%	101,385	100.0%	132,333	127,545	96.3%	132,333	100.0%	61,298	42,209	68.8%	61,298	100.0%	295,015	263,890	89.4%	295,015	100.0%	11,134	11,134	71.1%	15,639	15,639	100.0%					
庄原	153,808	153,480	99.7%	153,808	100.0%	163,654	136,141	83.1%	163,654	100.0%	224,343	139,706	62.2%	224,343	100.0%	541,805	429,327	79.2%	541,805	100.0%	7,632	7,632	52.7%	14,474	14,474	100.0%					
合計	993,939	946,655	95.2%	985,764	99.1%	1,379,326	1,259,071	91.2%	1,375,805	99.7%	1,802,839	1,217,393	67.5%	1,788,716	99.2%	4,176,104	3,423,119	81.9%	4,150,285	99.3%	4,713	4,713	47.9%	15,639	15,639	100.0%					

(注) 1 単位 km。2 上段はダブルウェイ旧道の数値で内数。3 舗装率にスタビライザが含まない。4 広島県道路公社及び広島高速道路公社が権限を代行する区間を除く。5 各建設事務所(支所)の数値及び合計値はそれぞれ実数値を四捨五入している。

2 道路の整備方針

広島県の中四国地方における中枢性の向上及び教育や医療などの県民生活の支援はもとより、産業再生や市町村合併などの新たな課題を解決し、「元気な広島県」を実現するため、平成12年度に策定した広島県新道路整備計画に基づき整備を進めてきたが、財政健全化に向けた「新たな具体化方策」が示されるなど道路事業を取り巻く環境変化に対応するため、平成19年度において整備計画の改定を行い、道路特定財源等の問題に伴う事業評価の見直しを経て、平成22年4月に「広島県道路整備計画2008」として公表した。

その後、平成22年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン」や平成23年3月に策定された「社会資本未来プラン」を受け、「広島県道路整備計画2008」を改定し、平成23年10月に「広島県道路整備計画2011」を策定した。「広島県道路整備計画2011」が、平成27年度で終了すること、また将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化等を踏まえ「ひろしま未来チャレンジビジョン」と「社会資本未来プラン」が改定されたことから、これら上位計画と整合を図りながら、「広島県道路整備計画2016」を策定した。

(1) 高規格幹線道路

昭和57年度中国縦貫自動車道、平成3年度中国横断自動車道広島浜田線、平成5年度山陽自動車道の県内全線開通、平成26年度中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道の全線開通などにより県境を越える井桁状高速道路ネットワークが形成され、その整備水準は比較的高水準にある。

(2) 一般国道

地域間交流の円滑化、地方における定住基盤の充実などを図るため、都市部の渋滞対策となるバイパス整備などの二次改築及び大型車の離合不能区間など未改良区間の一次改築を中心に整備を進める。

(3) 地方道

高速道路や一般国道と一体となった道路網を形成するため、地域拠点を結ぶ幹線道路を中心に、体系的に整備を進める。

また、日常生活の基盤となる市町道については、幹線市町道を中心に整備促進を図る。

(4) 施策別の道路

① 都市圏自動車専用道路の整備

広島都市圏における自動車専用道路である広島高速道路については、現在、広島高速1号線6.5km、広島高速2号線5.9km、広島高速3号線7.7km、広島高速4号線4.9kmを供用し、平成28年度は、広島高速5号線の整備を促進する。

② 地域高規格道路の整備

高規格幹線道路網を補完し、地方生活圏中心都市と臨空都市圏の連結及び県外との連携を強化するため、「広島県広域道路整備基本計画」における「交流促進型広域道路」の中から、国の指定を受けた地域高規格道路の整備を進める。

地域高規格道路は、平成6年度及び平成10年度に県内16路線が指定を受けている。

このうち、県施行分について、平成28年度は福山環状道路、東広島高田道路の整備を推進する。

3 広島県道路整備計画 2016（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間））

(1) 取組方針

本県の目指す将来像を実現するため、将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を考慮しつつ、「新たな経済成長」、「人づくり」、「豊かな地域づくり」、「安心な暮らしづくり」の4つの政策分野の好循環を支えるための道路整備に取り組むこととする。本計画では本県の井桁状道路ネットワークの強みを最大限に活用するための道路整備を推進することとしており、社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の7つの道路施策に取り組み、着実に道路整備を進めていく。

【7つの施策】

① 広域的な交流・連携基盤の強化

人口減少社会においても、井桁状の高速道路ネットワークを活かし、ICアクセスの強化や、グローバルゲートウェイ機能を強化することにより、物流基盤を整備するとともに、広域的な連携を促進し、一定の圏域人口を有した持続可能で活力のある地域社会を形成する。

② 集客・交流機能の強化

井桁状の高速道路ネットワークと県内の観光資源をつなぐアクセス道路や、観光周遊を促す道路ネットワークを強化することにより、観光客の満足度の向上や、観光客の増加が図られ、地域経済の活性化に寄与する。

③ 災害に強い道路ネットワークの構築

迅速な救命活動や円滑な復旧・復興活動を支えるため、緊急輸送道路の機能強化や多重型道路ネットワークの形成に取り組む。

④ 総合的な交通安全対策の推進

「通学路交通安全プログラム」に基づく、通学路の安全対策や、事故危険箇所への緊急的・集中的な対策を推進する。

⑤ 持続可能なまちづくりに資する道路整備

市内の渋滞緩和や、鉄道等による市街地の分断を解消（立体交差化）し、魅力的なまちづくりを推進する。

中山間地域では道路網の整備により、近隣都市と連携し、日常の買い物や医療など住民の生活に不可欠なサービスを確保する。

⑥ 道路機能の有効活用

本県の強みである高速道路ネットワークを賢く使うことで、小規模な改良による機能改善、多面的活用により、既存道路を最大限に活用し、利便性向上に取り組む。

⑦ 道路施設の適正な維持管理

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、橋梁やトンネル等の道路施設の定期点検を実施し、着実な老朽化対策を実施する。

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険箇所の対策や通学路交通安全プログラムに基づく整備を基本とし、補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 平成 28 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区 分	予 算 額	事 業 内 容 等
公 共	交通安全施設等整備事業		1,630,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		2,075,000	主要地方道三原東城線(三原市)ほか35箇所
	除雪事業		177,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業		7,894,000	一般国道186号(大竹市)ほか64箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
	計		11,800,000	
修 繕 持	道路改修費		7,606,000	県管理道路の維持修繕工事等
	計		7,606,000	
単 独	交通安全施設等整備事業		521,120	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		4,469,880	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		48,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査, 交通センサス等
	道路改良関連事業費		5,600	電線共同溝工事に係る, 電気, ガス管等の埋設工事
	計		5,044,600	
そ の 他	広島高速道路公社 出資金・貸付金		1,350,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	市町土木工事受託費		74,100	市町事業の受託工事に係る経費 一般県道吉川大多田線改良工事ほか4箇所
	計		1,424,100	
県 事 業 計			25,874,700	
直轄国道改修費等負担金			4,841,667	一般国道2号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線
計			30,716,367	

事業名		区 分	当初予算額	説 明
担 債 行 務 為 負	工事請負契約関係		限度額 5,811,000千円 期 間 平成29~31年度	一般国道317号道路改良事業ほか7件
	債務保証関係		限度額 8,787,130千円 期 間 平成28~48年度	広島高速道路公社 8,787百万円

5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	松 永 道 路	安芸バイパス	東広島バイパス	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省						
事業期間	平成13年度～	昭和43年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	福山市神村町～ 尾道市高須町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方町～ 岩国市山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5km	7.1km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成28年度 事業費	573百万円	782百万円	1,487百万円	1,377百万円	110百万円	1,439百万円	1,536百万円
平成28年度 事業内容	調査設計・ 用地買収・工事	4車線化工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事

(2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
平成28年度 事業費	—	—	—	—	5,400百万円
平成28年度 事業内容	—	—	—	—	用地補償, 工事

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて334路線、実延長4,176kmである。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道的生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、橋梁・トンネルの補修や法面斜面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

平成28年度道路の維持管理関係予算額

(単位:千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	橋梁・トンネルの補修、法面斜面の落石防止等の防災対策(安全な道路の確保)	1,670,500
	舗装道補修	舗装道補修、沿道環境の保全等(安全で快適な交通環境の確保)	847,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持、道路環境保全、電力料等	5,041,794
	道路管理費	道路保険、公物管理、台帳付図修正事務等	46,706
		合 計	7,606,000

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

平成27年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	27	29	17	12	20	6	36	15	11	173

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

平成 27 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
道路改築承認	27	19	15	9	58	85	58	11	14	296	
道路占用許可	新規	274	348	103	110	487	491	512	135	183	2,643
	更新	370	188	81	221	655	281	359	145	325	2,625
道路工事施工命令	85	83	53	62	130	207	156	61	59	896	
特殊車両 通行許可	新規	115	86	62	24	174	316	244	74	48	1,143
	更新	33	30	6	0	12	79	113	20	5	298
	協議	298	292	125	226	733	523	386	162	86	2,831
小計	1,202	1,046	445	652	2,249	1,982	1,828	608	720	10,732	
境界立会	42	28	20	19	86	117	95	16	18	441	
境界確定協議	26	23	16	4	55	82	67	8	8	289	
小計	68	51	36	23	141	199	162	24	26	730	
境界確定証明	8	0	0	0	2	21	2	0	0	33	
その他各種証明	6	3	6	1	22	14	2	0	0	54	
小計	14	3	6	1	24	35	4	0	0	87	
計	1,284	1,100	487	676	2,414	2,216	1,994	632	746	11,549	

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動^(注)団体（マイロード団体）」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 平成 27 年度末現在の認定団体数等

563 団体（参加人員 19,224 名 活動延長 539.7km）